

見附市いじめ防止等のための 基本的な方針

令和元年6月（改定）

令和3年9月（改定）

令和5年12月（改定）

見附市・見附市教育委員会

はじめに

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが、将来の夢と希望を持ち、未来を拓き、たくましく生きていくことができる社会を実現することは、私たち大人の大きな責務です。

しかし、近年、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に被害が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめ問題等に関する課題意識を共有し、それぞれの立場での役割を自覚し、その責任を果たしていくことが大切です。

また、子どもたちも、自らが心豊かで安全・安心な社会を築く一員であることを自覚し、個人の価値を尊重し、自他を認め、共感に基づく、温かい人間関係づくりを進めていかなければなりません。

見附市においては、これまでも、「共創郷育」の理念のもと、地域とともにある学校づくりを進めることで、学校、家庭、地域が連携・協働し、総がかりで子どもの健やかな育ちを支援してまいりました。

また、各中学校区では「いじめ見逃しゼロスクール集会」を開催しており、平成 25 年 11 月 17 日の「見附 子育て 教育の日」に開催した「スクールアカウンタビリティ in みつけ」では、市内各校の代表児童生徒が各学校の取組を紹介するとともに、「いじめ見逃しゼロ宣言 in 見附」を行ったところです。

今後も、いじめ防止等の取組のより一層の充実、いじめ問題への正しい理解の普及啓発、子どもたちをきめ細かく見守り、はぐくむ体制の整備等、いじめ問題の克服に向けた取組を、市全体で推進していくことが必要です。

見附市では、平成 26 年 4 月に見附市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「見附市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「市基本方針」という。）を策定しました。その後、国は平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、新潟県も平成 30 年 2 月に「新潟県いじめ防止基本方針」に見直しをかけました。また、令和 2 年 12 月には、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（以下「県条例」という。）が施行されたことを受け、いじめの防止等のための対策を一層推進していくため、「市基本方針」を改定しました。

この度、令和 5 年 2 月 7 日に文部科学省初等中等教育局通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」が出されたことなどを受け、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめ等防止のための取組をさらに充実させるため、「市基本方針」を再度改訂しました。

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・1～5

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 いじめの定義等
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 学校と家庭及び地域等との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・5～13

- 1 いじめの防止等のために見附市（市教育委員会を含む。）が実施する施策
 - (1) いじめの防止等に関する関係機関との連携強化
 - (2) いじめの未然防止のための措置
 - (3) いじめの早期発見・即時対応のための措置
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携及び調査研究
- 2 いじめ防止等のために市立学校において実施する施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - (3) いじめの未然防止の取組
 - (4) いじめの早期発見の取組
 - (5) いじめへの即時対応
 - (6) 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮
 - (7) 学校運営協議会等の活用
 - (8) 取組の評価と改善

第3章 重大事態への対処・・・13～17

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
- 2 市教育委員会又は学校による調査

- (1) 調査の趣旨及び調査主体
 - (2) 調査を行うための組織
 - (3) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (4) その他留意事項
 - (5) 調査結果の提供及び報告
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
- (1) 再調査について
 - (2) 再調査を行うための組織
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第4章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項 . . . 17

【参考】

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）抜粋 . . . 18~22

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年 新潟県条例第59号）
. . . 22~27

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるとともに、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

よって、いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。

見附市では、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめをしない、させない、見逃さない」を核とした指導及び取組を、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、組織的、継続的に展開していくものである。また県条例では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

2 いじめの定義等

(1) いじめ及び「いじめ類似行為」の定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為」とは県条例第2条第2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等~~と~~が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」である。

① 留意事項

ア) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。例えば、いじめられていても、本人

がそれを否定する場合があること、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

イ) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

ウ) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

エ) いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。

オ) インターネット上で悪口を書かれたり誹謗中傷を受けたりした児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについては、「いじめ類似行為」とみなし、上記のいじめの対応と同様の対応を行う。

カ) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

② 具体的ないじめの態様の例

ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ) 金品をたかられる
- カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク) インターネット上で誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなりうる。

さらには、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の特性、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見ても見ぬふりをし、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の根本的な克服のためには、未然防止の観点が必要である。そのため、学校の教職員はもとより、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することや、家庭、地域などの関係者が一体となった継続的な取組が重要である。児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒の人権が守られ、安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、迅速かつ的確な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くよう努めることが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。その上で、子どもの表情や行動の変化など、小さな兆候やサイ

ンを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、情報を共有することが大切である。

また学校では、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用、電話相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

(3) いじめへの対処

学校の教職員等は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく必要があり、担任等の一部の教職員で抱え込むことなく、組織的な対応ができるような体制整備が大切である。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、迅速な対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡、相談や事案に応じた関係機関との連携も必要である。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。

(4) 学校と家庭及び地域等との連携

いじめの問題は、学校による指導だけで解決を図ることができない社会全体の問題でもある。したがって、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促し、学校の取組をより有効なものとするために、学校と家庭、地域の連携が不可欠である。

市教育委員会及び学校は、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、PTAや地域の関係団体と連絡、協議の場を設けて積極的に連携を図ったり、学校運営協議会を活用したりするなど、学校、家庭、地域が協働し、大人が総がかりでいじめ防止等の取組を推進することが重要である。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題の対応については、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警

察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と情報共有のできる体制を構築しておくことが必要である。

特に、学校と警察との連携においては、日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察方法において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底することが求められている。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために見附市（市教育委員会を含む。）が実施する施策

(1) いじめの防止等に関する関係機関との連携強化

学校関係者、教育委員会、青少年育成センター、見附警察署、関係諸機関の関係者、学識経験者からなる「見附市青少年育成センター運営委員会」において、いじめの防止等の対策及びその取組内容について協議・検討し、見附市のいじめ等の防止の対策に向けた連絡協議及び連携強化を図る。

(2) いじめの未然防止のための措置

- ① 毎年11月の第3日曜日を「見附 子育て 教育の日」、その前後1週間を「見附 子育て 家族の週間」とし、児童生徒の健やかな成長のため学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を自覚し、いじめ防止等の取組を含む、総がかりでの取組を促進する。
- ② 「いじめ見逃しゼロ強調月間」等を設定し、児童会や生徒会等による自主的な取組を行うなど、各学校においていじめ防止等に向けた取組を推進する。
- ③ 本市のいじめ問題への取組や各学校の取組状況などを市教育委員会ホームページ等により保護者や市民に広報し、いじめの防止等に関する理解の促進を図る。
- ④ 児童生徒の豊かな情操を養い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、道徳教育、体験活動、地域の伝統文化継承活動等の充実を図る。
- ⑤ 学校、PTA、関係機関等と連携し、インターネットやソーシャルメディア利用に関する研修会等を実施し、児童生徒がインターネットを通じていじめに関与したり、トラブルが発生したりしないように情報モラル教育の充実や保護者への啓発を図る。
- ⑥ 全ての教職員が法及び県条例の内容を理解し、教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員を対象とした研修の充実を図るとともに、授業改善、生徒指導

等に係る校内研修等へ講師を派遣するなど、各校の研修を支援する。その際、いじめに関する具体的な資料を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

- ⑦ いじめの未然防止の取組、実態把握の取組状況等、各学校におけるいじめ問題に係る組織的な取組状況を定期的に確認し、指導・助言を行うとともに、成果を上げている取組等を市内各校に広め、共有化を図る。
- ⑧ 保護者が、法第9条及び県条例第8条に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置及び周知など、家庭への支援を行う。

(3) いじめの早期発見・即時対応のための措置

- ① いじめの実態把握、早期発見・即時対応等を図るため、全校の児童生徒に対し、毎月アンケート形式により「児童生徒生活アンケート」を実施する。アンケートには、いじめに関して聞き取りする市内共通項目を設けることとし、市教育委員会は、アンケート結果を通じて各学校の状況等を把握し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ② 各中学校に「心の教室相談員」を配置するなど、教育相談体制の充実を図る。また、児童生徒及び保護者からいじめ等を含む悩みや相談を受け付ける窓口を青少年育成センター及び学校教育課とし、ホームページやチラシ等を通じて周知を行う。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対策やインターネット上の不適切な書き込み等については、関係機関と連携し、早期発見に資する環境づくりに努める。
- ④ 学校に対し、必要な指導・助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。

(4) 家庭や地域との連携

- ① いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、「地域とともにある学校づくり」を推進し、いじめの防止等を含む児童生徒の健全育成のための共通理解を図る場の設定や、協働型の学校評価の実施などに、保護者や地域住民等と連携して取り組むように努める。

家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、

学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

- ② 大人が総がかりで子どもの健全育成に関わるために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、地域学校協働本部など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制づくりの拡充を進める。
- ③ 児童生徒が、異なる年齢を含めた様々な学校の児童生徒、地域の大人と関わる活動を推進する上から、地域の様々な活動、NPOや行政等による各種体験活動に参加できるような環境づくりに努める。

(5) 関係機関との連携及び調査研究

- ① いじめ防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行い、必要な体制を整備する。
- ② いじめの未然防止及び早期発見・即時対応等の方策等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、いじめの防止等のための対策の実施状況などについて調査研究等を行い、その成果の普及を図る。

2 いじめ防止等のために市立学校において実施する施策

市立学校は、法第 13 条の規定に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づき、いじめ防止等の対策の組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、いじめの未然防止、いじめの早期発見・即時対応及びいじめへの対処等に関する取組を組織的、計画的に推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、法第 13 条に基づき、国基本方針、見附市基本方針を参考にして、当該学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・即時対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じたいじめ対策組織の活動、保護者や地域等との連携などの事項を具体的に定め、いじ

めの未然防止、いじめの早期発見・即時対応、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。

また、市立学校は、学校基本方針を策定した後、学校ホームページ等を活用し速やかに当該方針を公表し、保護者及び地域住民等の理解と協力を得られるように努める。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

市立学校は、法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・即時対応及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

① 学校対策委員会の組織構成

校長、教頭、生徒指導主事（生活指導主任）、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教員、スクールカウンセラーなどから、組織的対応の中核として機能するように学校の実情に応じて組織する。

② 学校対策委員会の役割

学校対策委員会は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・即時対応及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のような役割を担う。

ア) 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など

イ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有

ウ) 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等

エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施

オ) いじめやいじめが疑われる行為等に関する相談、通報の窓口

カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応に係る情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の確認、指導、支援体制及び対応方針の決定、保護者・関係機関等との連携

③ 学校対策委員会への報告と記録の保存

学校対策委員会が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同委員会に報告・相談する。委員会に集めら

れた情報は、所定の書式に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、これらの記録や児童生徒が記載したアンケートは5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり、必要な場合に情報提供したりできる体制を取る。

(3) いじめの未然防止の取組

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、学校はいじめほどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的・継続的に未然防止に取り組む必要がある。

- ① 全校集会や学級活動等で、いじめの問題について触れ「いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない。」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童生徒の育成と「いじめは許さない。」「いじめを見逃さない。」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育及び同和教育の充実、読書活動や体験活動等の推進により、児童生徒の社会性や豊かな情操を養う取組を進める。
- ③ 児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行うとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業、学級活動、行事、総合的な学習の時間等を通して、児童生徒一人一人が自他を理解し、よりよい人間関係を築くことができるように、お互いの心が通じ合う言葉遣いやコミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。
- ⑤ 教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会の設定、異校種間や異学年の交流を進めるなど、児童生徒の自己有用感を高められるよう努める。
- ⑥ 全ての教育活動の中で、社会における規範やきまりを守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図るよう努める。

さらに、いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱

いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

- ⑦ 学級活動や児童（生徒）会活動などで、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する機会を設けるなど、児童生徒自らいじめについて学び、未然防止の取組を行うような機会を設定する。
- ⑧ 児童生徒がインターネットを通じていじめに関与したり、トラブルが発生したりしないように情報モラル教育の充実を図るとともに、講習会を実施するなど保護者への啓発を図る。
- ⑨ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校対策委員会等への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ⑩ 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（４）いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが重要である。

- ① 平素から児童生徒の交友関係や生活実態等をきめ細かく把握し、個々の表情の変化や児童生徒が示す小さな変化やいじめのサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、児童生徒理解に努める。児童生徒が自らＳＯＳを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校教職員等が迅速に対応することを徹底する。学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- ② 日常の教育活動や生活記録ノート等の活用などを通じ、児童生徒や保護者が心を開き、相談できるような人間関係づくりと体制づくりを行う。
- ③ 定期的なアンケート調査、生活記録ノートの活用、教育相談、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、交友関係や悩みの把握、いじめの早期発見に努める。アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

- ④ スクールカウンセラーや養護教諭等と効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定するなど、相談機能の充実を図る。

(5) いじめへの即時対応

いじめの兆候に気づいた場合や相談等を受けた場合は、問題を軽視することなく、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、即時対応を行う。また、特定の教職員で抱え込むことなく、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関等と連携し、対応に当たる。

- ① いじめ等を認知した教職員は、速やかに学校対策委員会に報告する。関係職員で情報を共有し、指導方針、指導体制、役割分担等を明確にし、その後、関係児童生徒から事情を聴き取るなどして事実確認を行う。

- ② 関係児童生徒から状況や気持ちを十分に聴き取るとともに、いじめられた児童生徒には、不安を取り除き、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

また、いじめた児童生徒には、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。毅然とした態度で指導を行う。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

なお「いじめ類似行為」にあっては、以下のア)により、解消を判断する。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

③ 事実確認の結果は、関係する保護者に事実関係、今後の指導方針や相談体制などについて伝えるとともに、校長の責任の下、市教育委員会に報告する。

④ インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除するための措置をとる。必要に応じて、警察署等の関係機関の協力を得る。

⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、直ちに市教育委員会及び警察署等の関係機関に相談して対処する。

(6) 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒とのかかわりの中で、自分の思いや苦しさを表現することが困難な場合があることから、このような児童生徒に対するいじめの未然防止や発生したいじめを早期に発見し解消を図るためには、各学校の全教職員の共通理解に基づく支援体制が必要である。

また、一人一人を認め合う豊かな心を育てていくために、個々の児童生徒を互いに認め、尊重する教育活動の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に推進していくことが大切である。

① 授業はもとより、休み時間、給食準備、清掃時間等、あらゆる場面で担任をカバーし常に教職員の目が行き届くような体制づくりを行う。

② 児童生徒理解の会、職員研修、朝の打合せ等の場を活用し、当該児童生徒に係る情報を全教職員で共有する機会を設定する。

③ 保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等について情報を得る。

(7) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や各学区で実施している関係諸団体等の会合等を活用し、いじめの問題への取組を説明し理解を得たり、学校が抱える課題を共有し、解決策を検討したりするなど、保護者、地域と連携・協働しいじめ防止等の取組を推進する。

(8) 取組の評価と改善

学校評価や取組評価アンケート等を活用し、いじめ防止等の施策に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて改善を図る。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項においては、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- エ) 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ その他の場合のとき。

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に電話で連絡するとともに所定の様式で報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告するとともに、県教育委員会に電話連絡し所定の様式で報告する。

また、学校は、重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、所定の様式に必要事項を入力し市教育委員会に送付する。市教育委員会は、所定の様式に必要事項を入力し県教育委員会に送付する。

2 市教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「新潟県いじめ防止基本方針（令和2年7月改定新潟県・新潟県教育委員会）」により適切に対応する。

(1) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

市教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受けた場合、その調査主体を市教育委員会又は学校のどちらとするか判断する。

(2) 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

市教育委員会が調査を行う場合については、「重大事態対策委員会」が調査に当たる。「重大事態対策委員会」には、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関

係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。このことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校が調査を行う場合については、市教育委員会と連携して「校内重大事態対策委員会」が調査に当たり、組織的に調査を行い、その調査内容を速やかに市教育委員会へ報告する。「校内重大事態対策委員会」には、学校教職員の他に、市の「重大事態対策委員会」の弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の中から、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。このことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（3）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(4) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、児童生徒に関して、出席停止措置の運用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする可能性があることから、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、「重大事態対策委員会」は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、「重大事態対策委員会」及び「校内重大事態対策委員会」は「重大事態調査報告書」を作成し、市教育委員会へ報告する。市教育委員会は「重大事態調査報告書」に基づき、市長へ報告する。その後、「重大事態調査報告書」を県教育庁生徒指導課へ提出する。（県教育庁生徒指導課へ提出する「重大事態調査報告書」に児童生徒や関係者等の氏名が記載されて

いる場合には、当該氏名の記載を黒塗りした上で提出する。)

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査について

前節(5)の②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例」の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

(2) 再調査を行うための組織

再調査を実施する組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

4章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

市は、市基本方針及び学校基本方針の策定状況及び取組状況を公表する。

また、取組状況等については、国や県の動向を見ながら、青少年育成センター運営委員会における意見等を踏まえ評価し、市基本方針の見直しを行う。

【参考】

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十條 地方公共団体が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八條第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報

告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【参考】

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月25日制定）

新潟県条例第59号

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいうまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為(以下「いじめ等」という。)の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策(以下「いじめ等の対策」という。)に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行われなければならない。

5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第 6 条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第 7 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第 8 条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第 9 条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第 10 条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情

報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。

3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

第15条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

第16条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

